

入院誓約書の極度額（上限額）30万円の設定について

入院誓約書内の連帯保証人欄の極度額について

令和2年4月の民法改正により、「**連帯保証人となっていていただく際、支払上限額（極度額）を明確に定めなければ保証契約が無効になります。**」と取り扱いが変更されました。

誓約時点では、入院費の総額がいくらになるのか分からないため、将来、連帯保証人が想定外の債務を負うことになりかねないからです。

この改正を受け、当院の支払上限額（極度額）については一律**30万円**とさせていただきます。

上記金額は、近隣の病院の動向を加味したうえで設定しております。

法改正に伴うものですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 改正の内容についてのより詳しい説明は、法務省ホームページをご参照ください。

ご不明な点がございましたら、I階医事課までお尋ねください。

土谷総合病院 ☎082-243-9191（代表）

